

稲沢市立大里中学校「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月

◎ いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、どの学級でも起こりうる問題であり、どの生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての生徒に関わる問題です。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、本校では、家庭、地域、教育委員会、その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開し、学校全体で迅速かつ組織的に対応していきます。

いじめの防止等に関する具体的な取組について

いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長できる学級づくり、いじめを生まない集団づくりを目指します。
- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を高くむ授業づくりに努めます。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、学校行事の中で様々な体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図ります。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導します。
- オ 構成的グループエンカウンター(SGE)およびボンシャルスキルトレーニング(SST)を実施し、よりよい人間関係をつくる学級集団の育成に努めます。

いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的を実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努めます。
- イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整えます。
- ウ 「心の天気」を活用し、ささいな兆候を見逃さないように努めます。
- エ 全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対処できるように指導力の向上に努めます。
- オ スクールカウンセラーや心の教室相談員、外部の相談機関等と連携・協力して、生徒が悩みを相談しやすい環境を整えます。

いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応します。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応します。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行います。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組みます。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行います。
- カ いじめが「解消している」場合でも、日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努めます。
- キ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察とも連携して行います。

重大事態への対応

- ア 重大事態が生じた場合は、迅速かつ組織的に対応するとともに、教育委員会への報告や詳細な事実関係の調査、生徒のケア等、最優先に重大事態の解決に向けて取り組みます。
- イ 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を臨時に開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- ウ 明らかに犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への援助を求め、連携して対応します。
- エ 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供します。

学校の取組に対する検証・見直し

- ア 「学校いじめ防止基本方針」をはじめとする、いじめ防止の取組について P D C A サイクル (P L A N → D O → C H E C K → A C T I O N) で見直し、実効性のある取組になるよう努めます。
- イ いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、その評価結果を踏まえて学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図ります。

| | いじめ不登校対策委員会 | 未然防止の取組 ○生徒への指導および体験活動 ● <u>教職員研修</u> | 早期発見の取組 | 保護者・地域との連携 |
|-----|-------------|---|--|--|
| 4月 | P ↓ | ○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 (指導方針・指導計画) | ○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 | ○PTA総会、学年懇談会での、「学校いじめ防止基本方針」の説明 |
| 5月 | D ↓ | ○相談室やSCの生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導（心と体の成長） | ○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 | ○PTA総会、学年懇談会での、「学校いじめ防止基本方針」の説明 |
| 6月 | C ↓ | ○セルフディフェンス講座(1年) ○道徳 いじめ防止の授業 ● <u>教職員研修</u> | ○教育相談アンケート ○随時相談 ○教育相談週間 | ○保護者への学校評価アンケート ○学校公開日 公開授業・セルフディフェンス講座への参加 ○学校運営協議会 |
| 7月 | A ↓ | ○情報モラル教育 スマートフォン安全教室 | | |
| 8月 | P ↓ | ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 | | ○個人懇談会 |
| 9月 | D ↓ | ○中間評価→検証 | ● <u>教職員研修</u> | |
| 10月 | C ↓ | ○里中祭(体育祭・合唱コンクール) | | ○学校運営協議会 |
| 11月 | A ↓ | ○薬物乱用防止教室(2年) ○人権週間(講話) ○いじめ防止教室 | ○教育相談アンケート ○随時相談 ○教育相談週間 | ○学校公開日 公開授業への参加 ○保護者への学校評価アンケート |
| 12月 | | ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 | | ○個人懇談会 |
| 1月 | | | | |
| 2月 | | | ○教育相談アンケート ○随時相談 | |
| 3月 | | ○学校関係者評価の結果を検証し「基本方針」の見直し | | ○学校運営協議会 |
| 通年 | | ○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討 | ○健康観察の実施 ○SC、心の教室 相談員による相談 ○登下校指導 ○挨拶運動 ○「心の天気」の実施 | ○PTA交通立番 |
| | | ○朝礼における講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ● <u>研究授業による研修</u> ● <u>わかる授業の充実</u> | | |